

- ・(新) アジア諸国における3Rの戦略的実施支援事業拠出金(再掲) 28(0)
- ・し尿処理システム国際普及推進事業 21(0)

○不適正な輸出入防止とアジアにおける適切な資源循環の管理

アジア地域において、各国と連携して資源循環の状況を把握し、適切なりサイクル等の実施を支援していきます。また、その前提として、各国とのネットワークを活かして不適正な輸出入を防止します。

【主な予算措置】	百万円
・アジアにおける資源循環の推進方策に関する戦略的検討(再掲)	43(35)
・バーゼル条約対策費	18(10)
・コンピューター機器廃棄物適正管理事業拠出金	37(39)

(4) 不適正処理の撲滅

不法投棄対策や適正処理促進により、国民の身近な生活環境の保全を図ります。

○不法投棄対策と適正処理の徹底

過去に不法投棄された廃棄物の支障除去等事業を推進するとともに、監視活動など不法投棄の未然防止対策を強化します。

【主な予算措置】	百万円
・産業廃棄物適正処理推進費	60(60)
・産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金	3,670(3,970)
・PCB廃棄物対策推進費補助金	2,000(2,000)

(5) 浄化槽整備の一層の推進

浄化槽整備を一層促進するため、浄化槽整備区域における先進的モデル事業について助成率を引き上げるとともに、環境保全効果や経済性に優れた浄化槽の特徴、維持管理の先進事例などの情報提供を通じ、費用対効果の高い汚水処理施策の促進を図ります。また、浄化槽やし尿処理施設などの日本のし尿処理システムの国際普及を図ります。

【主な予算措置】	百万円
・循環型社会形成推進交付金(公共)(浄化槽分)(再掲)	14,344(13,040)
・し尿処理システム国際普及推進事業(再掲)	21(0)

4. 安心して暮らせる安全で豊かな環境の確保

(1) 化学物質による環境への影響を最小限に抑える仕組みの強化

2020年までに化学物質の生産、使用に伴う人の健康及び環境への影響を最小化させるという国際目標の達成に向けて、国と事業者の適切な役割分担の下、化学物質管理体制を強化します。

○既存化学物質の安全性に関する点検・評価の推進

既存化学物質について、簡易な予測手法を用いて評価が必要な物質の優先順位付け（スクリーニング）を行い、優先順位の高い物質から効率的に情報収集を行う手法を開発します。また、官民が連携して収集した既存化学物質の安全性情報について信頼性を評価するなど安全で安心できる生活環境の確保を目指します。

【主な予算措置】

	百万円
・(新) 既存化学物質等のスクリーニング手法検討調査	52(0)
・官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム実施経費	31(33)
・農薬リスク総合評価システム確立・推進事業	27(16)

○高懸念物質の評価・適正管理の推進

これまで化審法の規制対象とされてこなかったものの、環境影響の懸念が高いと考えられる化学物質について、リスク評価・管理手法を確立するための調査を行います。

【主な予算措置】

	百万円
・(新) 環境影響高懸念物質評価・管理手法調査	43(0)

○小児の環境保健対策の充実や微量化学物質による影響への対応

環境中の有害物に対する小児の脆弱性を明らかにして対策を講じる観点から、発育に影響を与える環境要因を解明し、適切なリスク管理体制を構築するための疫学調査等を実施します。また、環境中の微量な化学物質によるアレルギー等の複合影響等について基礎調査を行います。

【主な予算措置】

	百万円
・小児等の脆弱性を考慮したリスク評価検討調査	193(146)
・(新) 環境中微量化学物質におけるアレルギー等の複合影響に関する基礎調査	3(0)

○水銀による地球規模の汚染を防止する等の国際的な取組・連携の推進

水銀等有害金属の排出削減・物質代替等の分野における先進的取組事例の情報を収集し、UNEP 重金属プログラムにおける利用可能な最良技術ガイドラインとして策定する等、国際的な化学物質対策を積極的に進めます。

【主な予算措置】

	百万円
・国際的観点からの有害金属対策戦略策定基礎調査	69(105)
・(新) 廃棄物処理施設における水銀等排出状況調査	8(0)

(2) 良好な大気・水・土壌環境の確保

新たな健康リスクの顕在化やヒートアイランド、工場跡地における土壌汚染等の課題を踏まえて、安全で良好な大気・水・土壌環境の確保を図ります。さらに、アジア、アフリカなどに我が国の知恵を活かした国際協力を展開します。

○大都市圏をはじめとした大気環境対策

2010年度までにNO_x、SPMに係る環境基準を確実に達成するための取組を進めます。具体的には、長期にわたり環境基準が未達成の局地における大気環境を改善するため、自動車NO_x・PM法に基づく流入車対策や局地汚染対策、オフロード特殊自動車対策、低公害車の普及促進、自動車単体規制の強化等の対策を実施していきます。併せて自動車騒音等の交通に起因する環境問題の解決に努めます。

さらに、近年健康影響が懸念されている微小粒子状物質についての対策を検討するとともに、光化学オキシダント、低周波音等の課題に取り組みます。

【主な予算措置】

	百万円
・自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減対策推進費	323(185)
・公害防止管理実施状況調査対策検討	8(3)
・微小粒子状物質(PM2.5)対策等調査費	121(83)
・光化学オキシダント動向等調査費	32(19)
・(新)地球温暖化対策と大気汚染防止に資するコベネフィット技術等の評価検討費	10(0)
・交通公害防止等調査検討費	64(54)
・オフロード特殊自動車排出ガス対策事業費	44(37)
・自動車公害実態調査・対策検討費	110(161)
・低公害車普及事業(再掲)	147(117)

○新たな課題に対応する水環境対策

多様な化学物質や気候変動による影響等の水環境に関する新たな課題に対応するため、排水を総体的に評価する規制手法や水質管理目標等、新たな水管理・規制のあり方の検討等の課題に積極的に取り組みます。

また、多様な生物が生育・生息している沿岸域については、陸域と海域を一体にとらまえて、環境負荷の低減に取り組むとともに、生態系と物質循環の両立を図ることで、適正な環境の保全を推進します。

【主な予算措置】

	百万円
・(新)新たな水質管理指標に係る類型指定調査	11(0)
・(新)WET手法を活用した排水規制手法検討調査	37(0)
・3Rの概念を組み込んだ排水処理技術開発の促進に関する調査	20(20)
・(新)水質分析法の国際標準との整合化に係る検討調査費	21(0)
・(新)気候変動による水質への影響解明、適応策検討調査費(再掲)	12(0)
・(新)油汚染等地下水汚染対策調査	11(0)
・硝酸性窒素対策等地下水質管理的確化調査	15(11)
・(新)次期水質総量規制制における汚濁負荷対策の最適化と新たな水環境指標の調査体制構築に向けた	

検討調査	16(0)
・里海創生支援事業	21(25)

○クールシティづくりと連携した身近な水辺の環境保全

地下水等を活用したヒートアイランド抑制効果について測定・分析を行うとともに、皇居外苑壕等の都市部の公共性の高い水辺環境の改善を進めます。

【主な予算措置】	百万円
・(新) モデル地域における未利用水・未利用エネルギーの有効活用検証	34(0)
・熱中症予防情報の提供及びモニタリング	17(10)
・クールシティ中枢街区パイロット事業 (再掲)	700(700)
・(新) やすらぎの水環境再生事業費	3(0)
・(新) 皇居外苑壕環境保全調査 (自然公園等事業 (公共) の内数) (一部再掲)	11,048(11,401)

○漂流・漂着ゴミ対策等の充実による海洋環境の保全

漂流・漂着ゴミに関する状況把握のための手法開発、効果的な削減方策を検討する等、漂流・漂着ゴミ対策を充実します。また、海洋環境モニタリングや近隣諸国との連携強化を通じて、海洋基本計画に基づく取り組みを進めます。

【主な予算措置】	百万円
・漂流・漂着ゴミに係る削減方策調査費	196(360)
・海洋基本計画推進経費	93(112)

○我が国の能力を活かしたアジア諸国等への支援

我が国が有する大気・水・土壌環境を保全するための「技術」「規制体系」「人材」をパッケージにして、アジア地域に普及・展開することによってアジア諸国の環境保全を支援します。また、低コストな分散型排水処理施設や浄化槽などの水管理技術を活用しながら、中国において喫緊の課題となっている水環境の保全を支援するなど、世界の水問題解決の実現を目指して行動する「チーム水・日本」形成の動きと連携して、世界の水問題解決に貢献します。

【主な予算措置】	百万円
・(新) 日本モデル環境対策技術等の国際展開 (再掲)	151(0)
・日本の人的資源を活用した目に見える国際環境協力の検討 (再掲)	22(11)
・国際連合地域開発センター拠出金	30(30)
・(新) クリーンアジア実現のための東アジア大気汚染防止戦略検討調査費 (再掲)	80(0)
・(新) アジア水環境パートナーシップ事業 (第2期) (再掲)	62(0)
・日中水環境パートナーシップ	195(191)
・東アジア諸国における水質総量規制制度支援事業 (再掲)	32(7)
・(新) アフリカにおける水環境改善	18(0)

○土壌汚染対策制度の見直し

行政による土壌汚染の把握の機会の拡大、サイト（汚染現場）ごとの汚染状況に応じた合理的な対策を促進させるとともに、搬出される汚染土壌の適正処理の確保を図るため、中央環境審議会での答申を踏まえ、次期通常国会に改正案を提出します。

【主な予算措置】	百万円
・搬出汚染土物流管理対策検討調査	70(11)
・(新) 土壌汚染情報管理・公表制度検討調査	20(0)

(3) 水俣病等の公害健康被害・石綿健康被害・毒ガス等対策

公害健康被害対策、石綿健康被害対策や毒ガス弾等による被害の未然防止対策を着実に進めます。特に水俣病問題については、与党水俣病問題に関するプロジェクトチームと連携し、水俣病被害者の救済に向けた取組を進めます。

○水俣病を始めとする公害健康被害対策

すべての水俣病被害者が地域社会の中で安心して暮らしていけるようにするため、水俣病被害者等の高齢化に対応した医療と地域福祉を連携させた取組や環境保全と地域のもやい直しの観点からの施策を推進します。また、与党水俣病問題に関するプロジェクトチームにおいて取りまとめられた「新たな水俣病患者の救済策における基本的考え方」で示された救済策の円滑な実施に向け、必要な措置を講じます。同時に、水俣病のような問題を二度と起こさないためにも、水俣病の経験と教訓を引き続き我が国内外に発信していきます。

公害健康被害者の救済を着実に進めるとともに、幹線道路沿道の局地的な大気汚染による健康影響について調査研究を進めます。

【主な予算措置】	百万円
・水俣病総合対策関係経費等	11,471(9,529)
・局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査	700(651)

○石綿健康被害の救済と実態把握の推進

石綿健康被害救済制度による被害者の救済を迅速に行うため、被認定者の医学的情報を収集、解析し、知見を集積するとともにその成果を広く医療関係者に還元することによって、全国的に中皮腫等の診断レベルが向上するように努めます。また、引き続き、石綿取扱い施設周辺地域等において健康調査を行うとともに、その成果をもとに保健指導マニュアルを作成し普及します。さらに、指定疾病のあり方の検討に資するため、石綿肺等と診断された症例について調査を行います。

【主な予算措置】	百万円
・被認定者に関する医学的所見等の解析調査	45(22)
・一般環境経路による石綿ばく露の健康リスク評価に関する調査	94(73)
・(新) 指定疾病見直しのための石綿関連疾患に関する事例等調査事業	15(0)

○毒ガス弾等による被害の未然防止対策

国内における毒ガス弾等の問題については、茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による健康影響について症候及び病態の解明を図り、汚染源周辺の高濃度汚染対策等を実施するとともに、関係省庁と連携して、毒ガス弾等による被害の未然防止のための対策を実施します。

【主な予算措置】

百万円

- ・茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業費 110(112)
- ・有機ヒ素化合物の汚染源周辺地域における高濃度汚染対策 241(234)

平成21年度概算要求におけるエネルギー対策特別会計によるCO2排出抑制対策

合計420億円（402億円）

低炭素社会実現の基盤となる、環境と経済がともに向上・発展する仕組みづくり

○排出量取引などによる市場メカニズムの活用

排出量取引制度等の経済的手法を導入し、市場メカニズムの中に環境配慮を組み込む仕組みが重要であり、こうした仕組みの導入に向けた試行や検討を進めていきます。

【主な予算措置】

	百万円
・国内排出量取引推進事業	2,500(250)
・カーボン・オフセット推進事業	146(50)

○地球温暖化対策の技術開発

低炭素社会実現のため、地球温暖化対策に関する技術開発を推進します。

【主な予算措置】

・地球温暖化対策技術開発事業（競争的資金）	3,805(3,710)
-----------------------	---------------

○環境金融に取り組む金融機関に対する支援

企業が環境配慮の取組を進めることを評価して、必要な資金が提供されるように、環境に配慮した金融を推進している金融機関に対する支援を行います。

【主な予算措置】

・環境配慮型経営促進事業に係る利子補給事業	236(236)
-----------------------	-----------

あらゆる施策の実施による6%削減とその先につなげる取組

○太陽光発電世界一奪還に向けた取組やバイオ燃料、小水力発電、次世代自動車などの排出削減技術・システムの大胆な開発・普及

太陽光発電の発電量世界一を奪還することや、食料と競合することのない廃棄物などを有効活用するようなバイオマス利活用の大幅拡大、中山間部など賦存量の大きな小水力発電の普及といった再生可能エネルギーの利用拡大を促進します。また、次世代自動車の開発・普及等、大気環境と併せた対策を進めます。また、抜本的な温室効果ガス排出削減に結びつく技術・事業の導入に向けた開発を進め、さらに、普及のための条件整備を行います。

【主な予算措置】

・(新) 地域におけるグリーン電力証書の需要創出モデル事業	100(0)
・太陽光発電等再生可能エネルギー活用推進事業	1,000(250)
・(新) 高濃度バイオ燃料実証事業費	151(0)
・廃棄物処理施設における温暖化対策事業	2,167(2,117)
・廃棄物処理システムにおける温室効果ガス排出抑制対策推進事業	50(50)
・二酸化炭素海底地層貯留技術開発事業	156(200)
・低公害車普及事業	147(117)

○低炭素型の製品・サービスの徹底した普及

エコポイント事業の充実など、地域での取組から全国規模の取組まで、様々な形で行われる国民生活部門における温室効果ガス排出削減のための活動を支援していきます。また、その前提となるCO₂の「見える化」等の企業側の努力を促進します。

【主な予算措置】

- ・エコポイント等CO₂削減のための環境行動促進事業(一般会計含む) 370(360)
- ・温室効果ガス排出量見える化及び排出抑制指針策定事業 160(50)

○業務分野を中心とした具体的な取組の提示

取組が遅れている業務分野を中心に、効果的に温室効果ガスの排出抑制に努めることができるよう、具体的な取組方法について示し、また取組を支援していきます。

【主な予算措置】

- ・温室効果ガス排出量見える化及び排出抑制指針策定事業(再掲) 160(50)
- ・地方公共団体対策技術率先導入補助事業 900(800)

地方が活躍し、国民主役の低炭素型のまち・地域づくり

○低炭素社会への転換を支える低炭素型のまち・地域づくりの取組の支援

環境モデル都市をはじめとして、自然共生や循環型の観点を統合した低炭素型のまち・地域づくりが行われるように、それぞれの地域の特色を活かしつつ、多様な主体が参画して行う計画策定、インフラ整備や様々な主体による活動を総合的に支援します。

【主な予算措置】

- ・低炭素地域づくり面的対策推進事業 990(400)
- ・地域協議会民生用機器導入促進事業 340(280)
- ・低炭素社会モデル街区形成促進事業(クールシティ中枢街区パイロット事業) 700(700)

○環境的に持続可能な交通(EST)の実現

それぞれの地域の需要にも合致した上で、より温室効果ガスの排出の少ない輸送手段が用意され、交通手段間のつながりも含めて適切にマネジメントされるように支援していきます。また、エコ通勤に取り組む自治体、企業等を支援します。

【主な予算措置】

- ・EST、モビリティ・マネジメント(MM)による環境に優しい交通の推進 135(100)
- ・低公害車普及事業(再掲) 147(117)

低炭素社会づくりの主役となり、世界に広げる人づくり

○あらゆる場面で低炭素社会を教え、学ぶ仕組みの導入と草の根からの取組支援

各地域における草の根の活動をそれぞれの地域における様々な主体とともに支えていきます。

【主な予算措置】

- ・地球温暖化防止活動推進センター等基盤形成事業 778(650)

低炭素社会・日本の取組を世界に広げる国際的なリーダーシップの発揮

途上国等の公害対策と温暖化対策とを相乗的・一体的に進めるコベネフィット対策によりクレジットの確実な取得を図ります。

【主な予算措置】

- ・京都メカニズムを利用した途上国等における公害対策等と温暖化対策のコベネフィット実現支援等事業

1,284(1,270)

Ⅱ. 与党平成 21 年度税制改正大綱の結果（環境関連）について

平成 20 年 12 月

1 地球温暖化対策（低炭素化促進）のための税制のグリーン化

（1）環境税を含めた税制全般の横断的見直し（環境税、道路特定財源等）

○環境税等

平成 21 年度税制改正大綱（以下「大綱」という。）に以下のように盛り込まれた。

第四 検討事項

1 経済危機に対応する景気対策の目玉として、グリーン環境投資の拡大を通じて内需拡大に貢献し、経済社会、国民の生活行動の変化を招来するよう、環境先進国として、未来に向けて低炭素化を思い切って促進する観点から、税制のグリーン化を押し進める。

なお、環境税については、税制抜本改革に関する議論の中で、税制全体のグリーン化を図る観点から、様々な政策的手法全体の中での位置づけ、課税の効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、既存の税制との関係等に考慮を払いながら、納税者の理解と協力を得つつ、総合的に検討する。

.....

16 金融危機の中、世界的に開発資金の確保が一層困難になることが予想される一方、途上国支援のための資金の需要は依然として大きい。こうした状況を踏まえ、また地球温暖化対策の一環として、国際社会が共同して途上国を支援するための税制のあり方について、国際的な議論の動向、経済や金融に与える影響、目的税としての妥当性、実務上の執行可能性等に考慮を払いながら、納税者の理解と協力を得つつ、総合的に検討する。

○道路特定財源

大綱に以下のように盛り込まれた。

6 道路特定財源

平成21年度予算において道路特定財源制度を廃止し、地方税法などの所要の改正を行う。

道路特定財源の一般財源化に伴う関係税制のあり方、特に暫定税率分も含めた税率のあり方については、今後の税制抜本改革の際に検討することとし、それまでの間、地球温暖化問題への国際的な取組み、地方の道路整備の必要性、国・地方の厳しい財政状況等を踏まえて、現行の税率水準は原則維持する。

○税制抜本改革の全体像

大綱の「第二 税制抜本改革の全体像」に以下のように盛り込まれた。

〔税制抜本改革の道筋〕

8. 低炭素化を促進する観点から、税制全体のグリーン化を推進する。

(2) 自動車の低公害化、低燃費化の推進

①自動車関係諸税の見直しによる低炭素車の普及拡大 低公害車の取得に係る税率の軽減措置

○自動車重量税のグリーン化

低公害車・低炭素車のうち、平成21年4月1日から平成24年4月30日までの間に新車に係る車検を受けるものについて、自動車重量税の減免措置を講ずる。

また、平成21年4月1日から平成24年4月30日までの間に初回の継続検査等を受ける低公害車・低炭素車についても、自動車重量税の減免措置を講ずる。

○自動車取得税のグリーン化の拡充・延長

低公害車・低炭素車の取得について、平成21年度～23年度の間、新車・中古車別に、それぞれ自動車取得税の軽減措置を拡充・延長する。

(具体的な対象車種・軽減の内容については次ページ参照)

(自動車重量税・取得税のグリーン化の内容)

現行措置	改正後の措置
<p>【自動車取得税】</p> <p>○電気自動車（燃料電池自動車を含む。）</p> <p>○天然ガス自動車</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両総重量 3.5t 以下 ☆☆☆☆に限る。 ・車両総重量 3.5t 超 重量車☆（NOx）に限る。 <p>○ハイブリッド自動車（バス・トラック）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両総重量 3.5t 以下 ☆☆☆☆かつ燃費基準+20%達成車に限る。 ・車両総重量 3.5t 超 重量車☆かつ重量車燃費基準達成車に限る。 	<p>【自動車重量税】 [新車・一定の保有車]</p> <p>【自動車取得税】 [新車]</p> <p>○電気自動車</p> <p>○天然ガス自動車</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両総重量 3.5t 以下：☆☆☆☆に限る。 ・車両総重量 3.5t 超：重量車☆（NOx）に限る。 <p>○プラグインハイブリッド自動車</p> <p>○ハイブリッド自動車</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗用車 ☆☆☆☆かつ燃費基準+25%達成車に限る。 ・バス・トラック 重量車☆かつ重量車燃費基準達成車に限る。 <p>○平成21年排出ガス規制に適合したディーゼル乗用車</p> <p>○☆☆☆☆かつ燃費基準+25%達成車</p> <p>○平成21年排出ガス規制適合かつ重量車燃費基準達成車（車両総重量 3.5t 超のディーゼルバス・トラック等）</p> <p>○☆☆☆☆かつ燃費基準+15%達成車</p> <p>○重量車☆かつ重量車燃費基準達成車（車両総重量 3.5t 超のディーゼルバス・トラック等）</p>
<p>○ハイブリッド自動車（乗用車）</p> <p>☆☆☆☆かつ燃費基準+20%達成車に限る。</p>	<p>【自動車取得税】 [新車以外]</p> <p>○電気自動車（燃料電池自動車を含む。）</p> <p>○天然ガス自動車</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両総重量 3.5t 以下 ☆☆☆☆に限る。 ・車両総重量 3.5t 超 重量車☆（NOx）に限る。 <p>○ハイブリッド自動車（バス・トラック）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両総重量 3.5t 以下 ☆☆☆☆かつ燃費基準+25%達成車に限る。 ・車両総重量 3.5t 超 重量車☆かつ重量車燃費基準達成車に限る。 <p>○プラグイン・ハイブリッド自動車</p> <p><拡充></p> <p>○ハイブリッド自動車（乗用車）</p> <p>☆☆☆☆かつ燃費基準+25%達成車に限る。</p>

追加
〔3年間〕

税率を
2.7ポ
イント
軽減

拡充・
延長
〔3年間〕

免除

税率を
75%
軽減

税率を
50%
軽減

税率を
2.7ポ
イント
軽減

税率を
2.4ポ
イント
軽減

税率を
1.6ポ
イント
軽減

- ・自動車取得税の基本税率は、取得価額の5%（自家用車）又は3%（営業用及び軽自動車）
※新車以外であれば、例えば3.0-2.7=0.3%（営業用電気自動車等）、5.0-1.6=3.4%（自家用ハイブリッド乗用車）等となる。
- ・一定の保有車：平成21年4月1日から平成24年4月30日までの間に初回の継続検査等を受けるもの
- ・☆☆☆☆：平成17年基準値よりも排出ガスを75%以上低減させた自動車
- ・重量車☆（NOx（又はPM））：平成17年基準値よりもNOx（又はPM）を10%以上低減させた自動車
- ・燃費基準+20（25）%達成車：省エネ法に基づく燃費基準よりも20（25）%以上燃費性能を向上させた自動車
- ・重量車燃費基準達成車：省エネ法に基づくディーゼルバス・トラック等に係る燃費基準達成車

※また、大綱の「第二 税制抜本改革の全体像」〔税制抜本改革の道筋〕においては、自動車関係諸税の見直しに関し、以下のように記載されている。

「4 自動車関係諸税については、税制の簡素化を図るとともに、厳しい財政事情、環境に与える影響等を踏まえつつ、税制のあり方及び暫定税率を含む税率のあり方を総合的に見直し、負担の軽減を検討する。」

② 自動車 NO_x・PM 法に基づく排出基準適合車に係る税率の軽減措置〔自動車取得税〕

自動車 NO_x・PM 法に基づく排出基準適合車に係る税率の軽減措置については、延長が行われないこととなった。

③ 低公害車用燃料供給設備に係る課税標準の特例措置〔固定資産税〕

低公害車（電気自動車、天然ガス自動車及び燃料電池自動車）の燃料供給設備に係る固定資産税の課税標準を2/3とする措置を、その対象となる充電設備の取得価額要件を、300万円以上（現行2,000万円以上）に引き下げたうえ、2年延長。

(3) 省エネ住宅促進税制〔所得税〕

①住宅の省エネリフォームに係るローン減税

一定の省エネ改修工事（※1）を含む増改築工事費用に相当する住宅ローンの残高（1,000万円を限度）のうち、特定の省エネ改修工事（※2）分（200万円を限度）の2%（他の増改築工事分については1%）を5年間にわたり所得税額から控除する措置を5年延長。

- （※1）①居室の全ての窓の改修工事、又は①とあわせて行う②床の断熱工事、③天井の断熱工事、④壁の断熱工事で、改修後の住宅全体の省エネ性能が改修前から一段階相当以上上がることとなると認められる工事内容であって、その工事費用が30万円を超えるもの。
- （※2）※1で定める工事のうち、改修後の住宅全体の省エネ性能が平成11年基準相当となると認められる工事内容のもの。

②住宅の省エネリフォームに係る投資型減税

一定の省エネ改修工事（※1）を行った場合に、その標準的な工事費用と実際の工事費用の額とのいずれか少ない金額（※2）の10%をその年分の所得税額から控除。（適用期限：平成22年12月31日）

- （※1）①居室の全ての窓の改修工事、又は①とあわせて行う②床の断熱工事、③天井の断熱工事、④壁の断熱工事、⑤太陽光発電装置設置工事（①～④については、改修部位の省エネ性能がいずれも平成11年基準以上となるもの、⑤については一定のものに限る。）
- （※2）工事費用は200万円を限度とする。ただし、太陽光発電装置を設置する場合には、300万円を限度とする。

③一定の省エネ性能を満たす新築住宅に係るローン減税

省エネ性能を要件に含む長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅に該当する家屋で一定のものについて、ローン減税の深掘り（※1）（適用期限：平成25年12月31日）又は標準的な性能強化費用相当額（※2）の10%をその年分（控除しきれない金額がある場合には翌年分）の所得税額から控除（適用期限：平成23年12月31日）するという形となった。

- （※1）平成21年～23年については年末ローン残高限度額5000万円、控除率1.2%。平成24年については4000万円、1.2%。平成25年は3000万円、1.0%。いずれも控除期間10年間。
- （※2）性能強化費用相当額は1000万円を限度

2 廃棄物・リサイクル対策の推進

(1) PFI 選定事業者が設置する一般廃棄物処理施設に係る課税標準の特例措置〔不動産取得税・固定資産税・都市計画税〕

PFI 選定事業者が設置する一般廃棄物処理施設に係る以下の特例措置を1年延長。

- ア 不動産取得税：課税標準 1/2
- イ 固定資産税：家屋・償却資産の課税標準 1/2
- ウ 都市計画税：課税標準 1/2

(2) PCB 廃棄物処理事業に係る税制上の特例措置〔不動産取得税〕

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、全国のポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物を平成28年7月を期限として処理するために設立された日本環境安全事業株式会社が、PCB廃棄物処理の用に供する不動産を取得した場合の不動産取得税の非課税措置を2年延長。

(3) 移動式汚泥濃縮・脱水装置に係る特別償却又は税額控除〔所得税、法人税、自動車取得税〕

移動式汚泥濃縮・脱水装置に係る特別償却又は税額控除については、今回は見送られた。

3 環境汚染の防止等

(1) 公害防止用設備に係る税制優遇〔所得税・法人税〕

揮発性有機化合物（VOC）排出抑制設備に係る特別償却制度（初年度14/100）について、適用期限を1年延長。

(2) 公害健康被害の補償の確保及びこれに伴い発生した債務の償還の円滑化を図るための特例措置

公害健康被害の補償の確保及びこれに伴い発生した債務の償還の円滑化を図るための特例措置については、長期検討とされた。

4 都市の緑の創出

(1) 都市の緑の創出に資する緑化施設に係る課税標準の特例措置〔固定資産税〕

以下の固定資産税に係る特例措置を2年延長。

- ア ・緑化重点地区内の認定緑化施設（建築物の敷地面積が500㎡以上）
- ・緑化地域等内の認定緑化施設（300㎡以上）<緑化義務のない建築物に設ける場合>

課税標準5年間 1/2

- イ ・緑化地域等内の認定緑化施設（300㎡以上）<緑化義務のある建築物に設ける場合>

課税標準5年間 1/3

5 森林関連税制

(1) 植林費の損金算入の特例措置〔法人税・法人住民税〕

森林施業計画に基づき造林するための植林費の35/100に相当する金額まで損金に算入できる特例措置について、資本金の額又は出資金の額が1億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が300人を超える法人が交付を受ける補助金等に係る植林費を除外した上、2年延長。

(2) 山林所得に係る森林計画特別控除措置〔所得税・個人住民税〕

森林施業計画に基づいて、山林の伐採又は譲渡をした場合にその20%相当額を所得から控除することができる特例措置を2年延長。

(3) 林業経営の継続を確保するための税制上の特例措置〔相続税〕

林業経営の改善に取り組む被相続人から、相続又は遺贈により、山林を取得した後継者が、林業経営を改善しこれを継続する場合、当該山林に係る相続税を軽減することについては、今後の検討事項とされた。

(4) 木材利用を推進するための税制上の特例措置〔所得税〕

住宅資材などについて、一定の要件を満たす木材利用をした場合に、所得税の税額を控除することについては、今回は見送られ、長期的検討とされた。

6 環境保全活動の推進

(1) 環境教育・環境保全活動拠点に係る税制上の特例措置 〔固定資産税、都市計画税〕

環境教育・環境保全活動の拠点として、一定規模以上の土地・建物について地方公共団体又は国から認定を受けた場合等について、当該土地・建物に係る固定資産税及び都市計画税を軽減する措置については、今回は見送られた。

(2) 自然環境保全やナショナルトラスト活動推進のための相続税、譲渡所得課税の減免措置〔相続税、譲渡所得課税、個人住民税〕

自然環境保全やナショナルトラスト活動推進のための相続税、譲渡所得課税の減免措置については、今回は見送られた。